

「重度化した場合における対応および看取り介護に関する指針」

《急性期における医師や医療機関等、訪問看護師との連携体制について》

1. 協力医療機関の医師による月 2 回以上の訪問診察と、訪問看護師による週 1 回以上の健康観察を継続的に行うことにより、ご入居者様の日常的な体調観察をして参ります。
2. ご入居者様の体調が悪化した場合には、協力医療機関の医師、訪問看護師に連絡し、速やかな対応を図るとともに、ご家族様にも状況説明を行います。
3. 協力医療機関の医師により可能と判断された場合においては、グループホームに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による訪問看護師の対応により医療対応を行います。
4. 重度化により、専門的治療が必要となる場合には、医師、訪問看護師と相談の上、連携する医療機関への紹介など適切な対応を図ります。その際には、ご入居者様の意見を確認するとともにご家族様に相談をいたします。

《看取りに関する指針について》

1. 看取り介護とは、慢性疾患や老化が進行し心身が衰弱し終末期にある方に対して、お亡くなりになるまでの期間、ご入居者様およびご家族様の意思でグループホームでの生活を継続する場合に支援していくことです。その際には、ご本人様の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心を込めて行って参ります。
2. ご入居者様が協力医療機関その他の医療機関の医師によって終末期の状態であると診断された場合には、医療面では協力医療機関等の医師・訪問看護師と連携を図りながら対応してまいります。
3. ご入所時、グループホームでの看取りを希望されていた場合でも、病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族様が病院への搬送を希望される場合、さらには協力医療機関その他の医療機関の医師によって、グループホームに居住した状態での介護が困難と判断された場合においては、協力医療機関の医師およびご家族様と相談の上、速やかに入院の調整をいたします。
4. 終末期の具体的な支援方法については、協力医療機関の医師および訪問看護師、ご家族様と相談の上、ご入居者様が安心して過ごせるように環境を整えてまいります。また、ご家族様との協力体制をとれるように連絡を密にして対応して参ります。